

令和3年度 第9回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和3年度第9回農業委員会総会日程表

日 時 令和3年12月6日（月） 午後1時30分～
場 所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 博

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について
- 日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）の承認について
- 日程第8 議案第6号 農地台帳登載願について
- 日程第9 議案第7号 相続税の納税猶予に関する「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について
- 日程第10 議案第8号 非農地判断について
- 日程第11 諮問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について
- 日程第12 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員（17名）

- | | | | |
|---------|--------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 尾藤元一 | 3 高橋忠明 | 4 横尾昇 |
| 5 押条和司朗 | 6 中泉敏則 | 7 鈴木修三 | 8 篠原京子 |
| 9 星川俊夫 | 10 高橋博 | 12 眞鍋晴豊 | 13 鈴木博美 |

14 高橋 藤信 15 鈴木 和治 16 鈴木 秀幸 17 寺尾 悟志
18 則友 祝幸

出席農地利用最適化推進委員（24名）

1 脇 純樹 2 石川 茂 3 薦田 悦男 4 森川 雅之
5 石川 俊治 6 佐藤 保之 7 宇高 勉 8 鎌倉 靜夫
9 尾崎 之隆 10 喜井 仁志 11 村上 紘一 12 三宅 恒久
13 紀井 正明 14 受川 清男 15 河村 一碩 16 合田 篤夫
17 鈴木 一郎 18 眞鍋 聖二 19 川上 雅司 20 渡辺 昇
21 越智 寧 22 村上 佳清 23 近藤 良啓 25 鈴木 敏也

欠席委員（2名）

11 坂上 宏 19 石川 武将

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

24 高橋 祥志

出席した職員

事務局長 篠原 敬三 係長 船場 敦司
係長 武村 美保 係長 三村 真都華 主査 金子 愛弓

第9回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和3年12月6日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、17名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第9回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

11番 坂上 宏 委員

19番 石川 武将 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

24番 高橋 祥志 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

7番 鈴木 修三 委員

8番 篠原 京子 委員

を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

議長 報告を求めます。船場 係長

船場 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

番号1の案件については、令和3年10月26日解約。

番号2の案件については、令和3年10月26日解約。

番号3の案件については、令和3年7月13日解約。

番号4の案件については、令和3年11月8日解約。

番号5の案件については、令和3年10月20日解約。

番号6の案件については、令和3年11月11日解約。

番号7の案件については、令和3年11月15日解約。

以上、7件の解約通知がありましたので報告します。

議長 以上で報告を終わります。

議長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請について」、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 係長

三村 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による 許可申請について」説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、売買による所有権移転です。規模拡大のため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転で、許可後は水稻、芋の

作付けを予定しています。なお、申請地には「根抵当権」が設定されていますが、申請代理人により、受人も同意しており、許可後、代理人の責任において対応することを確認しています。

番号3の案件については、親から子への贈与による所有権移転で、許可後は水稻、野菜の栽培を予定しています。

番号4の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利な申請地を取得するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号5の案件については、渡人と受人は叔父と甥の関係にあり、贈与による所有権移転です。申請地近くには、受人の分家があり、耕作にも便利な申請地を取得するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号6の案件については、親から子への贈与による所有権移転で、許可後は水稻、野菜の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、について質疑ありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 4番、5番特に異議ありません。

議長 6番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声。)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三村 係長

三村 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

申請件数は1件で、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、申請人は、申請地近隣に本社を置く不織布の製造を営む法人ですが、需要増加に伴い、現在使用している従業員の駐車場だけでは不足しているため、隣接する申請人所有の申請地に、駐車場を建設するものです。申請地は、第3種農地であり、転用することは、やむを得ないと思われれます。なお、この法人は、時効取得により、農地を保有しており、今回は、4条申請となります。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいりません。委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 番号1番

委 員 特に異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 (「特になし。」との声。)

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議 長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。武村 係長

武 村 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

申請件数は14件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、住環境が整い、交通アクセスも良好な申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は、第3種農地であり、許可基準からみても、転用することはやむを得ないと思われま

す。番号2の案件について、受人は現在、受人が所有する家に長女家族と同居していますが、孫の成長に伴い手狭になったため、その家を長女家族に譲り、次女が住宅建築を予定している土地の隣接地である申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は、第3種農地であり、許可基準からみ

ても、転用することはやむを得ないと思われます。

番号3の案件について、受人は紙類製造販売業を営む法人ですが、業績好調による社員増加に伴い、従業員の車両置場を確保する必要があり、近隣の申請地を譲り受けての社員用駐車場建設で、申請地は、第3種農地であり、許可基準からみても、転用することはやむを得ないと思われます。

番号4の案件について、受人は現在、借家に居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われます。

番号5の案件について、受人は土木工事業等を営む法人の代表を務めていますが、現在の資材置場が手狭になり、今後、事業拡大を図るため、受人が法人へ貸し出すための申請地を譲り受けての貸資材置場及び貸露天駐車場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われます。

番号6と7の案件については、受人が同一人のため、まとめて説明します。受人は太陽光発電業を営んでおり、日当たりが良く、太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設で、申請地は、小集団の農地であり、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号8の案件について、受人は太陽光発電業を営んでおり、日当たりが良く太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設で、申請地は、農地としての機能を十分に有さず、生産性も低い農地であるため、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号9の案件について、受人はバイク販売店を営んでいますが、事業拡大のため、店舗と道路の間にある申請地を譲り受けての駐車場建設で、申請地は、第1種農地ですが、既存施設の拡張のため、転用することは、やむ

を得ないと思われます。

番号10の案件について、受人は現在、東京で妻子とともに生活していますが、来春の子供の小学校入学を機に、地元生活拠点を移すことを考え、父が所有する申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われます。

なお、申請地は渡人である父親が、令和2年5月8日に「農地法第3条第1項の規定による許可」を受け、遠方に住む兄から取得した18筆の農地のうちの1筆ですが、受人である長男の住宅建築のためやむを得ず、転用するものです。

番号11の案件について、受人は現在、賃貸共同住宅に居住していますが、母と同居するための新居を建築するため、母所有の申請地及び隣接する母の生家のあった土地を借り受けての二世帯住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われます。

番号12の案件について、受人は現在、賃貸共同住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったため、祖父所有の申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われます。

番号13の案件について、受人は現在、賃貸共同住宅に居住していますが、手狭になったため、渡人である父所有の申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われます。

番号14の案件について、受人は運送業を営む法人ですが、輸送に使用する資材が大量に必要であり、保管場所に苦慮していたところ、運送に便利な

申請地を譲り受けての資材置場建設で、申請地は、第3種農地であり、許可基準からみても、転用することはやむを得ないと思われま

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 4番、5番特に異議ありません。

議長 6番と7番

委員 特に異議ありません。

議長 8番

委員 8番、9番特に異議ありません。

議長 10番

委員 特に異議ありません。

議長 11番

委員 特に異議ありません。

議長 12番

委員 特に異議ありません。

議長 13番

委員 特に異議ありません。

議長 14番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声。)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第3号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第6、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画(貸借)の承認について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。船場係長

船場 それでは、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画(貸借)の承認について」説明いたします。

番号1の案件については、3年間の使用貸借です。

番号2の案件については、5年間の使用貸借です。

番号3と4の案件については、3年間の使用貸借です。

番号5の案件については、4ヶ月間の使用貸借です。

番号6の案件については、20年間の使用貸借です。

番号7の案件については、10ヶ月間の貸貸借です。

番号8の案件については、4年10ヶ月間の貸貸借です。

番号9の案件については、4年9ヶ月間の貸貸借です。

番号10の案件については、1年間の使用貸借です。

番号11と12については関連案件のため、まとめて説明します。番号11については、申請地を農地中間管理機構へ5年間貸し付けを行い、番号12については、その申請地を農地中間管理機構から借り受けるというものです。番号13と14及び番号15と16についても同様に、期間は5年間の使用貸借です。

番号17から25の案件については再設定ですので、説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、番号17番から25番については再設定であります。

議長 これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありますか。

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番と4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番

委員 特に異議ありません。

議長 6番

委員 特に異議ありません。

議長 7番

委員 7番8番9番特に異議ありません。

議長 10番

委員 特に異議ありません。

議長 11番と12番

委員 11番から16番まで特に異議ありません。

議長 番号17番から25番までの再設定について質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声。)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第4号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第7、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 それでは、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」説明いたします。

番号1の案件については、農用地利用集積計画による所有権移転です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定される要件を満たす認定農業者または認定就農者が、農業振興地域内の優良農地を取得するための申請です。

取得後は芋や大根の栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいりません。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番
委員 特にありません。
議長 ほかに、質疑はありませんか。
委員 (「特になし。」との声。)
議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
議長 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画(所有権移転)の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
委員 (挙手全員)
議長 挙手全員であります。よって、議案第5号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申することに決しました。
議長 日程第8、議案第6号、「農地台帳登載願について」を議題といたします。
議長 議案の説明を求めます。金子 主査
金子 それでは、議案第6号、「農地台帳登載願について」説明いたします。
番号1の案件については、農地台帳登載申請があり、11月4日に現地調査を行いました。
以上で説明を終わります。
議長 以上で、議案の説明は終わりました。
これより、質疑にはいりません。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。
議長 番号1番
委員 12月1日、現地確認をいたしました。田の方はトラクターで耕して、いつでも耕作できる状態、畑の方は既に半分柑橘を植えており、残りの半分についても、苗木を植えられる状態で、今後、営農を継続できると判断しましたので、農地台帳の登載について問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声。)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第6号、「農地台帳登載願について」、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり登載することに決しました。

議長 日程第9、議案第7号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 それでは、議案第7号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」説明いたします。

農地の相続人が引き続き、相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類の添付が必要です。証明につきましては、農業委員会が行うこととなっており、最終的に引き続き農地の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号1と2の案件については、10月27日に現地調査を行いました。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいりません。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番と2番、質疑はありませんか。

委員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予を受ける適格性につ

いては問題ないと思います。

また11月30日、現地確認を申請者とおこないました。米の作付けを行っており、しっかりと管理がされていることが確認できましたので問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声。)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第7号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」について、原案のとおり「引き続き農業経営を行っている旨の証明」をすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり「引き続き農業経営を行っている旨の証明」をすることに決しました。

議長 日程第10、議案第8号、「非農地判断について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 それでは、議案第8号、「非農地判断について」説明いたします。

番号1の案件については、申請者より、令和3年10月27日に「非農地判断申出書」が提出され、地元推進委員が現地確認を行いました。

番号2の案件については、申請者より、令和3年11月15日に「非農地判断申出書」が提出され、現地確認を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいりません。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

- 委員 12月1日、現地確認をおこないました。
対象農地は、19㎡という狭隘な農地で、現に耕作に供しておらず、その土地を農地として復元しても継続して利用することはできないと見込まれるため、「非農地」と判断することに問題はありません。
- 議長 番号2番、質疑はありませんか。
- 委員 11月29日、現地確認をおこないました。
対象農地は、10㎡という狭隘な農地で、現に耕作に供しておらず、その土地を農地として復元しても継続して利用することはできないと見込まれるため、「非農地」と判断することに問題はありません。
- 議長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委員 (「特になし。」との声。)
- 議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議長 議案第8号、「非農地判断について」、原案のとおり許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり許可することに決しました。
- 議長 日程第11、諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」を議題といたします。
- 議長 議案の説明を求めます。金子 主査
- 金子 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」説明いたします。
番号1の案件については、申請道は、現在は工場用地と駐車場に挟まれた道であり、通行するには不便であり、安全面も考慮する必要があるため、現在の「道」の用途を廃止し、払い下げ後、工場用地として一体利用する

予定です。なお、通行のための代替道として一部を寄附する予定です。
また、地元水利組合の同意書も添付されていることから、用途廃止することとは問題ないと思われま

す。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特にありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声。)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」は、「廃止しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第12、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 それでは、諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」説明いたします。

番号1と2の案件については個別除外の案件です。

番号1について、申請者は現在、市外に妻と賃貸共同住宅に居住していま

すが、祖父母が市内で農業をしており、休日には農作業の手伝いをしています。今後、祖父母の介護が必要となることや農作業も可能な限り手伝いたいと考えており、現在の居住地から実家までは距離があり、移動にも時間がかかるため、今回、実家の近くに新しく家を建設することを計画しています。しかしながら、申請者は土地を所有しておらず、申請者の祖父が所有する土地から検討しましたが、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。なお、除外後、分筆して、申請地に自己住宅を建設し、残りの土地は農地として利用する予定です。

番号2について、申請者は、鉄工業や建築工事業を営む法人の代表を務めています。現在、業績好調による資材搬入の増加のため資材置場が必要であり、また、現在の駐車場は狭く不便であるため、早急に新たな駐車場が必要となります。

なお、申請者が法人と貸借契約を行い、貸資材置場及び貸駐車場の建設をすることを計画しております。そこで、所有地において検討しましたが、建設可能な敷地がなく、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、今回やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 特にありません。

議 長 2番

委 員 特にありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声。)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は、
「変更しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を
求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は、「変更しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申
いたします。

議長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、
すべて終了いたしました。

議長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、
何かご意見等がありましたらお願いします。

委員 (「特になし。」との声。)

議長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。

局長 事務報告

議長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。
これをもちまして、第9回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力、ありがとうございました。

局長 ご起立願います。

局長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14:17)

署名 人

四国中央市農業委員会

議長 高橋 博

委員 鈴木 修三

委員 竹原 京子
